

ほろにか

平成29年3月15日
全国卸売酒販組合中央会

「九州北部卸酒販組合の誕生」

北九州支部長 今泉 三千俊

平成29年1月1日に九州北部卸酒販組合が発足致しました。

組合員39名、販売場64場の構成です。

本年3月23日に三県合併後、初めての総会を開催し、新予算、新役員体制を決定して本格的に組合活動を開始することになります。

数年前から佐賀県卸組合及び長崎県卸組合の両理事長から合併について非公式に打診がありましたが、時期尚早との意見が大勢で実現の方向には進みませんでした。

しかしながら、平成27年3月に佐賀・長崎の両理事長から、今後単独での組合活動の継続が困難であるため、両県それぞれの組合の総意で正式に福岡県卸組合に合併の申し入れがなされました。

昭和56年(1980年)当時の組合員数は、福岡 90、佐賀 14、長崎 13、計117でした。平成12年(2000年)には、少し減って福岡 77、佐賀 14、長崎 10、計101となっていました。そして、平成28年(2016年)には、福岡 30、佐賀 6、長崎 7、計43と激減しています。16年の間に一気に三分の二の組合員が姿を消しました。

目を転じて全国の組合の状況を調べますと、平成16年(2004年)以降卸酒販組合の統合が急速に進み、東北6県で東北卸売酒販組合、東海3県で愛三岐卸酒販組合、北陸3県で北陸三県卸酒販組合、中国で西中国卸酒販組合、四国で四国卸酒販組合が合併によって発足しています。

酒類業界における流通の広域化が進むなか、酒類流通の中核を担う卸の組合による活動は必要不可欠であり、変化に沿った組合として役割を果たすべきと考え、北部九州三県の組合合併を決断しました。

平成28年の1年間で各地の合併事例の情報収集を行い、行政の助言を頂きながら各県のスタッフの努力で無事に本年1月1日、九州北部卸酒販組合が誕生しました。

各県担当の方々、支援頂いた行政の皆様にご心より感謝申し上げます。

この合併を前向きに捉えて、各組合員が良い方向に企業活動を展開できるよう、活動して行かなければならないと気持ちを引き締めています。

この合併が、無駄にならないようにしなければなりません。

活動の基本は何かを考える必要があるように思います。

酒類の消費量は、年々減少してきています。酒類の飲み方や、好みも多様化しており、その変化に酒類業界は対応して行かなければなりません。

酒類の販売業免許の規制緩和によって、大手量販店、コンビニチェーン、ディスカウントショップ、ドラッグストアなど新業態が酒類業界にこぞって参入してきました。

消費者のニーズに沿った自由競争は、原則的に支持されることだと思います。

また、業界の活性化に役立った面も否定できないと思います。

しかし大きな問題点があり、解決できずに今日に至っています。

消費者利益のため、競争の自由という名のもと、メーカー出荷価格を白日のもとにさらけ出した上に、泥沼の競争に明け暮れてしまったのは、何が問題だったのでしょうか？

酒類を最も多く消費者に販売しているのは、従来の酒類業界を支えてきた酒販店ではなく新業態と言われる人たちです。彼らは酒類業界の一員とされているのでしょうか？甚だ疑問に思うところです。

酒類は酒税が課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等社会的に配慮を要する特殊な商品であるということを理解しようとせず、ほとんど無視した販売をしてきているからだと思います。

平成18年には、国税庁より「酒類に関する公正な取引のための指針」が发出されました。

他の業界に当該業界の健全な発達のために、このような指針を示されることがあるのでしょうか？酒類の特殊性（一般的な食品などと全く違う要素を持っている）を本当に理解していれば行政指導のもと、この指針が遵守されているはずだと思います。

しかし、指針を無視したような取引が続いていることから、昨年の酒税法改正により罰則が設けられ、さらに酒類業組合法も改正され、平成18年指針とほぼ同じ内容で「公正な取引の基準」が法制化(告示)されます。

本来であれば、酒類業界全体、メーカー、卸、小売の各層が指針の段階で健全化を実現できたはずですが、大いに反省すべきところではないでしょうか？

もとより皆様ご周知のことを長々書いてしまいましたが、私達九州北部卸酒販組合は、特殊な商品である酒類を取り扱う者としての矜持を持って、また酒類流通業の中核を担う者としての誇りを忘れないように心掛けて、業界の健全化に微力であっても貢献できればと考えています。皆様のご支援をお願いしまして筆を置きます。